

# 11月は「児童虐待防止推進月間」

虐待を発見したり、疑わしいと思ったら、  
身近な関係機関に相談・通告しましょう。

## 子どもへの虐待とは…?

親や親に代わる養育者が、子どもへの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。具体的には、次の4つのタイプがあります。

①【**身体的虐待**】身体に外傷が生じるような暴力をふるうこと。殴る、ける、かみつくなど。

②【**性的虐待**】子どもに対して性的行為を強要すること。性行為を強要するなど。

③【**ネグレクト(養育の拒否・怠慢)**】子どもの成長、発達のために必要な衣食住の世話をしないで放っておいたり、幼い子どもを家に残したままたびたび外出したりすること。

④【**心理的虐待**】子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、無視したりすること。また、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス(DV)を行うこと。

## しつけ?それとも虐待?

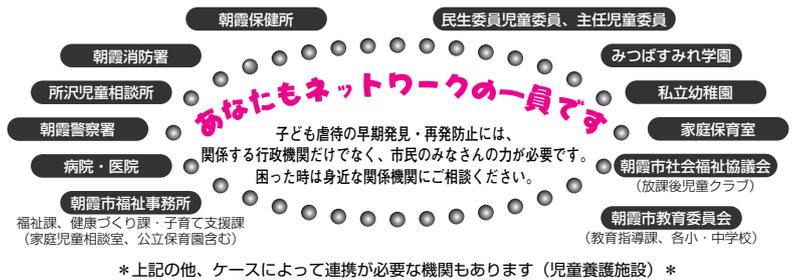
しつけか虐待かの見分けは、親の意図とは関係なく、子ども自身にとって有害かどうかで判断する必要があります。たとえば、げんこつや物を使って叩くこと、みみず腫れ、裂傷やアザができるまで力を加えることは、虐待と考えられます。

れます。

## どうしたらいいの?

「もしかして虐待かな…?」という疑いを一人で抱えるのは大変です。関係機関に協力を求めましょう。もし、友人・知人が虐待と思われる行為をしていたら、その人に声をかけてみることも皆さんにできる支援のひとつです。

子どもへの虐待について、児童相談所や市役所(子育て支援課)へ通告することは、児童虐待防止法第6条および児童福祉法第25条に定められています。



## 相談した後どうなるの?

た、わたしたちひとりひとりの義務です。

もし虐待の事実がなかったとしても、相談した方が責められることはありませんし、行政機関や医師などには「守秘義務」がありますので、相談についての秘密は固く守られます。

児童相談所や市役所(子育て支援課)は、関係機関と連携し、できる限りの情報を集めることから始めます。その情報から、親子の状況を判断し、関係機関の職員でチームを作り、援助を開始します。虐待の危険度・緊急度が高いときは、児童相談所での一時保護などを行います。親権者の同意がなくても職権で保護したり、家庭裁判所の承認により施設に入所させたりすることもあります。

## 子育ての相談などは…

市や埼玉県には、子育ての悩みなど身近に相談できる機関があります。どんなささいなことでもかまいません。子育てのごとで心配なことなどがあつたら、お気軽にご相談ください。

**\*休日・夜間の児童虐待通報**  
県では、休日・夜間専用の電話窓口を設置し、緊急性のある児童虐待の通報に応じます。

### 相・談・機・関・等・一・覧

<b>●虐待を見たり聞いたりしたら</b>		
市役所子育て支援課	☎048-463-2834	朝霞警察署
所沢児童相談所	☎04-2992-4152	(緊急の場合は110番通報をご利用ください)
<b>●子育ての相談などは</b>		
保健センター(健康づくり課)	☎048-465-8611	家庭児童相談室
さくら子育て支援センター	☎048-469-7065	きたはら子育て支援センター
仲町子育て支援センター	☎048-450-7708	朝霞保健所
子ども相談室(幼児~高校生教育に関すること)	☎048-471-8080	子育てライン(NPO法人さいたまチャイルドライン)
子どもスマイルネット(埼玉県)	☎048-822-7007	

**休日夜間児童虐待通報ダイヤル**  
☎048-779-1115

**受付時間** / 月々金曜日: 午後6時15分~午前8時30分  
土・日曜日、祝日、年末年始: 24時間

**\*児童相談所全国共通ダイヤル**  
☎0570-064-000

**問い合わせ** / 子育て支援課  
内線2642 ☎048-463-2834 (直通)